

## 釧路湿原の自然再生に向けて

このような湿原の現状を踏まえ、2001年3月には釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会(委員長:辻井達一北海道環境財団理事長)から、釧路湿原の価値が世界的に認められたラムサール条約登録当時(1980年)の環境に回復させることを目標とした提言がなされ、関係省庁、自治体、NPOなどの連携と幅広い市民参加によって、その具体化を進めることになりました。

また、2002年3月には、我が国の自然環境保全の基本的な考え方をまとめた「新・生物多様性国家戦略」が関係閣僚会議で決定され、この戦略において「自然の再生」が今後の重要な取組方向のひとつに位置づけられました。

こうした動きを受け、環境省でも、2002年度から本格的に釧路湿原の自然再生事業に着手しました。環境省の自然再生に向けた取組は、地域の生活や産業と両立させながら、釧路湿原の消失・悪化傾向に歯止めをかけて、回復の方向に転ずることを目指しています。また、河川環境保全に関する提言を踏まえ、湿原の集水域全体を含めた広い視野の中で、人と湿原との関わりを見直し、よりよい方向を模索することを念頭に、①自然環境の保全・再生、②農地・農業等との両立、③地域づくりへの貢献、を3つの柱として展開する考えです。



▲空舟村からの釧路湿原の景観

## 具体的な取組



▲「釧路湿原自然再生事業」5つの事業地域

釧路湿原の自然を再生するためには、湿原そのものだけではなく、申奈川川の面積に相当する約25万ヘクタールの集水域全体で湿原への悪影響を減らしていかなければなりません。しかし、これだけの地域を対象として一律に自然再生事業を展開していくことは困難なことから、当面は流域からの様々な影響を強く受けている沿川の沿辺地域で、それぞれの地域の特性に応じてテーマを設け、パイロット的な事業を先行して展開していく考えです。既に、以下のような取組がスタートしており、これ以外の地域においても今後どのような取組が可能かを調査、検討しているところです。

**広里地域 湿原の再生** 1960年代後半に造成された農地の跡地をコシヤスグの湿原に再生する取組

**遠古武地域 葦の再生** 地元NPO法人との連携・協働によって荒廃した丘草地に落葉広葉樹を主体とした豊かな葦を再生する取組

**遠路・茅沼地域 水質浄化の再生** 地元ベンチャー企業や高校との連携・協働によって水生植物を使った水質浄化を試みる取組



▲広里地区 農地造成跡地の表土除去試験区

自然再生のための事業は、道路やダムなどのものを造る従来の公共事業とは異なり、自然に対する悪影響を限りなくことによって、自然を造るのではなく、自然が自らの力で回復していくことを人が手助けしようとするものです。

再生事業の実践にあたっては、豊かな自然をかえって壊すことのないように、事前に十分な科学的調査を行い、再生の目標や方法を検討します。そして事業実施の効果を継続的に調べながら、事業内容を柔軟に負荷していく、いわば自然と会話しながら丁寧に作業を進めます。

自然再生は、30年、50年がかりの長い取組です。まさに長期的な地域づくりともいえ、関係省庁や地元自治体との連携・協働はもちろんのこと、地域、流域に暮らし、様々な産業を営む人たちと一緒に考え、幅広い参加を得て進めていくことがとても大切だと考えています。